

。 国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）（附則第三十四条関係）

改正案	現行
（適用除外） 第三条 この法律は、次に掲げる債権については、適用しない。ただし、当該債権のうち政令で定めるものについては、第三十九条及び第四十条の規定を適用する。 一 （略） 二 証券に化体されている債権（社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定により登録されたもの及び社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。） 三 七 （略） 2 （略）	（適用除外） 第三条 この法律は、次に掲げる債権については、適用しない。ただし、当該債権のうち政令で定めるものについては、第三十九条及び第四十条の規定を適用する。 一 （略） 二 証券に化体されている債権（社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定により登録されたもの及び短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により振替口座簿に記載されたものを含む。） 三 七 （略） 2 （略）